破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４７９号
北海道北斗市久根別２丁目26番６号
債務者　佐々木俊一
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５１１号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜228番地
債務者　若山　昌志
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５３０号
函館市西旭岡町２丁目50番地６
債務者　新井田　忍
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５３１号
函館市中道２丁目32番２号
債務者　石田　正幸
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５３２号
函館市石川町116番地30
債務者　齋藤利奈子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５３４号
函館市北美原２丁目６番12号
債務者　阿部　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５５号
群馬県沼田市柳町2290番地２　柳ハイツ102号
債務者　角田桂二郎
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第６６０号
埼玉県川越市月吉町９番地７　月吉町北団地Ｋ２号棟103号室
債務者　中山　和章
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３９０号
千葉県白井市桜台２丁目３番３棟303号
債務者　鈴木　莉愛（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４１２号
千葉県佐倉市中志津１丁目７番Ａ―211号
債務者　渡辺　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１４１号
千葉県木更津市真舟３丁目10番５号
債務者　岩下　光浩
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１５２号
千葉県木更津市真里1396番地５
債務者　石川　暢聡
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１５３号
千葉県木更津市真里1396番地５
債務者　石川三和子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１４８８号
愛知県半田市青山５丁目２番地の５　ジュネス青山306号
債務者　斎藤まどか（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７４９号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅２棟104号
債務者　本田　秋代
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７５５号
愛知県弥富市鯏浦町南前新田83番地１　ＢＥ―ＦＲＥＥ８―205
債務者　平谷　知美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８１１号
名古屋市天白区平針台１丁目704番地
債務者　石原　光彦（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８２６号
名古屋市西区清里町295番地
債務者　橋本精一郎
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部